

特集

女性センターの果たしてきた役割

男女平等社会をめざして

有馬 真喜子

最新の動き

一九九九年六月、男女共同参画社会基本法が成立、施行され、日本の女性行政は新しい段階に入った。基本法の制定は、女性問題に携わるものが、立場や信条の違いを超えて、等しく、久しく、要望し、待ち望んでいたものだった。

基本法に続いて、二〇〇一年からは、行政改革による中央省庁の再編にもなつて、現在の総理府の男女共同参画室が、内閣府に属する男女共同参画局に格上げされ、定員も予算も拡充されることになっている。また内閣府に、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会

議とならんで男女共同参画会議が設置されることになっている。あわせて女性行政ないしは男女参画行政の大幅な体制強化といえる。

基本法と新しい組織と、この二つをもつて男女平等の新しい世紀をつくっていくための基盤は用意された。これら基盤の上に次の一歩を進めようとする動きも、すでに行政、民間双方ではじまっている。地方公共団体などによる条例制定の動き、女性NGOなどによる家庭内暴力禁止法制定への模索などがそれである。二〇〇〇年六月に国連特別総会として行われる「女性二〇〇〇年会議」がこの動きに拍車をかけるだろう。

ここに至るまでの動きのなかで、女性センターは、基本的には、行政と草の根の女性たちの、いわば接点とし

ての役割を果たしてきたと私は考えている。接点とは単なるパイプ役ではなく、学習と活動の拠点としての役割を担い、情報を伝えて意識の高揚を促し、一方市民のニーズを行政に伝えることで行政の姿勢を変える力になるといった、いわばアクティブな接点である。女性たちは今とても元気だし、女性センターは幅広い女性たちとともに、これまでの歩みの中で果たしてきた役割と同様の働きをこれからも続けていくだろう。というより、女性センターの役割はこれまでも増して重要になり、新しい社会を構成するさまざまな新しいアクター、たとえば特定非営利活動促進法で根拠を与えられたNPO（非営利団体）やNGO（非政府組織）と連携しつつ、新しい社会づくりの揺るぎない存在になってゆくと私は考えている。

と、こう述べてきても、女性センターとはいったい何なのか、その存在すら見たことも聞いたこともないという方がけっこういらっしゃるかもしれない。そこで、その成り立ちからはじめて少し詳しく説明させていただきたいと思う。

女性センターと婦人会館

いわゆる女性センターはいま全国に一〇〇館あまりあるといわれている。ここでは「いわゆる女性センター」といういい方に注目していただきたいのだが、これにはいくつかの意味が含まれている。その一つは、これは「女性センター」を指し、「婦人会館」とは違う、という意味である。主として女性を対象とするこうした施設にはいくつかの種類があり、もっとも伝統的なものは文部省あるいは各地の教育委員会の系統に属する「婦人会館」である。他に労働省系の「働く婦人の家」、農水省系の「農村婦人の家」などがあり、それらを合わせると、これら女性対象の施設は六〇〇以上に上るといわれている。

婦人会館は女性のための社会教育施設で、生涯教育、生涯学習を目的とする。戦後全国的に展開されて、各地でもっとも一般的だったのはこのタイプの施設だった。それらは主として国や地方公共団体の社会教育の場であり、婦人団体活動の拠点で、婦人団体が運営にあたるケースが少なくなかった。なぜこうした施設が広く全国的に展開されたかといえば、占領軍の意向によるところが大きく、戦争中の大日本婦人会の活動などの経験から、

占領軍は日本のすみずみまでの民主化を進めるためには、各地の婦人会の意識の改革が必要であり、その拠点が必要であると判断したからといわれている。

婦人会館の功罪については余裕があれば後述するが、一言でいえば、戦後まもなくの一時期、封建制を打破して男女平等の民主主義の新しい時代をつくろうと、清新で活発な活動をおこなった時期があった。一円募金や電球、毛糸などの販売で資金をつくり自分たちの手で会館を建設するという見事な例もあった。女性の自発性やリーダーシップ、自ら学び、考え、行動する姿勢などが養われた一面もあった。

しかし時の流れとともに、その多くから当初の清新の気風は色あせ、マンネリズムとある種の保守主義、権威主義が蔓延していったとの批判がある。もちろん当初の志や気概をそのままに運営されていたところもある。しかし、少なからぬ割合で、婦人会館は特定の団体やグループの特定の活動の場となり、高齢化も進んで、広い裾野を失っていったとされる。行政主導の活動が中心となった結果、広い市民女性のニーズより行政の方針や都合が優先されて、それが広範な女性たちの支持と関心を失う結果になったともいわれている。

女性センターの設置は婦人会館とは違う文脈からはじ

まった。設置の機運を盛り上げたのは一九七五年の国際婦人年および七六年から八五年の国連婦人の一〇年である。

実際、国際婦人年および国連婦人の一〇年は、日本の女性たちにはかりしれない刺激を与え、新しいもの見方や視野の広がりを与えた。七五年、政府はじめて総理府に婦人問題企画推進本部（本部長は内閣総理大臣）を設置し、女性行政の窓口、婦人問題担当室を置いた。同じ七五年、民間の女性団体はそれぞれの主義主張や目的を超えて手をつなぎ、国際婦人年日本大会を開催して、その決議を実現するための連絡会を結成した。婦人問題担当室は今日の男女共同参画室に発展し、連絡会は主要五一団体が加盟する今日の国際婦人年連絡会に発展した。日本の女性運動は、この時期、今日につながる新しい地平を開いたといえる。

女性センターはこの動きと連動して全国各地で広がりを見せた。婦人会館とは別に、より広範な層の女性たちの活動の拠点、女性センターをつくってほしいという要望が、地域でさまざまな活動をする女性たちを中心に広がった。選挙民の要望は無視しがたく、主として知事部局や市長部局などの首長部局のもとに、各地で女性センターの建設が進められた。やはり女性たちの要望で、そ

の多くが財団法人などの民間の手による運営となった。女性センターには広範な女性たち、大きなグループも小さなグループも、個人もつどい、活動の幅も格段に広がった。それは、たぶん、単なる広がりではなく質的変化といつていいものだったろう。国連婦人の一〇年が終わる一九八五年までには、全国すべての都道府県・指定都市に女性行政の窓口が置かれ、人口三〇万以上の都市には何らかの形の女性施設が置かれ、女性センターの建設も多くの都道府県、指定都市で進むまでになった。

女性センターの特徴

女性センターと婦人会館のいちばん大きな違いは、婦人会館が生涯教育あるいは学習による自己実現をめざしているのに対して、女性センターは女性問題の解決をめざし、男女平等社会・男女共同参画社会を建設するという、いわば社会構造変革に資する目標をもっていることである。

そこで女性センターは、おおむね次のような姿になる。「幅広く民間女性の参画を求めながら、女性の自立と広範な社会参加の促進や人・情報のネットワークのための多様な事業を推進し、様々な活動を支援する拠点として

の機能を有している」(婦人問題企画推進有識者会議状況改善委員会報告、一九九三年)。

ここにはいくつかのキーワードが盛り込まれている。たとえば民間女性の参画、女性の自立、広範な社会参加の促進、人のネットワーク、情報のネットワーク、多様な事業、さまざまな活動の支援、などである。実はこれらが女性センターの具体的活動の内容である。こうした活動はそれまでの婦人会館活動などでまったく行われていなかったわけではない。活発に行われていたものもむしろある。しかし、女性センターの新鮮さは、こうした活動を、総合的に、意識的に、取り入れたことにある。そのことの必要性を学んだのが、繰り返すが、国際婦人年および国連婦人の一〇年だった。行政も、民間もそうだった。

国際婦人年および国連婦人の一〇年の期間中には、三回の世界女性会議が行われ、それぞれ「行動計画」がつくられた。世界会議参加国はたびごとにふえ、ほとんどすべての国連加盟国を網羅するまでになり、それにつれて「行動計画」も多様になり豊かさを増した。その中で日本女性が学んだものは多かった。世界の多くの国で、女性は貧困と女性ゆえと二重の差別に苦しんでいること、長い歴史の中でつくられた家父長制や性別役割分担

の思想が女性差別を生んでいること、女性に対する暴力は人権の問題であること、平等・開発・平和は女性の地位向上の原点であること、世界における日本の女性の地位は相当低いこと……。女性政策も女性センターのありかたも、こうした経験に学びつつ進められた。

総合的であるべき、という女性政策および女性センターのありかたもその中から出てきている。女性に対する差別をなくし、女性の人権を保障して、社会の対等な構成員として社会に貢献する女性を支援していくためには、ただ教育や雇用を断片的に扱えばよいのではなくて、社会のありようそのものにチャレンジする総合的プログラムを長い見通しの中で行う姿勢がなくてはならない。その姿勢は、行政だけではとうてい保てるものではなく、広範かつ積極的な民間参入がなくてはならない。また、その姿勢を持続させかつ一定レベルの水準を保つためには、ある程度の専門性と質の高さも求められよう。そしてもちろん、こうした活動は広く地域住民に支えられなくては行えるものではなく、市民社会との絶え間ない対話が必要である。

また、あらゆる活動の原点は、市民の自発的、自立的活動だが、そのためには活動のための場の確保が重要である。女性たちはしばしば自分の場をもてず、活動する

にも学習するにも、自由に使える場がないのが普通である。だから場の提供を図ること。関連して、女性はいしば子どもとワンセットで考えられ、子連れでなくては外出できないことが多いので、その場には必ず保育の設備を備えること。また、女性は自分の自由になるお金をほとんどもっていないことが少なくないので、金銭的負担は最小限にとどめ、助成の方法も考えること。

総合的、という女性センターの構想はこのようなことを考慮しつつ具現化していった。もちろんはじめからすべてが整っていたわけではない。日本の各地で多くの人びと、主として女性たちが意欲に燃えてさまざまな試みをしていく中でひとつひとつ獲得され、伝えあい、学びあって、今日の女性センターの姿ができあがっていったのである。

新しい女性施設のありかたに先鞭をつけたのは、皮肉なことには、一九七七年に建設され活動をはじめた国立婦人教育会館だった。皮肉なことには、一つには国立、また一つには伝統的な婦人教育会館という二重の意味である。しかし、この国立の施設のあるべき姿については、国際婦人年以来の活動に刺激された民間女性団体がたくさん意見をだし、初代館長も民間女性になった。またここには、従来の人権会館のありかたに対

する問い直しと、一方その活動で培われた経験とが込められたとあっていいだろう。以後、各地で婦人会館が活動の問い直しを行って活性化し、あるいは女性センター化し、女性センターに衣替えしていくことになる。女性センターがもたらした刺激の一つで、女性施設の歩みはこうしてトータルとして豊かになっていった。

費用対効果

総理府が一九九九（平成一一）年版の男女共同参画白書で、女性のための総合的施設としてあげた館は別表の四三館にのぼっている（資料）。

表から分かるように、その多くは地方公共団体の所管で、前述したように設置は地方公共団体自身、運営は公益法人といった形態がもつとも多い。スタッフは地方公共団体から派遣の職員と民間から登用された固有職員との混合が多いが、両者の割合やいわゆる天下りの有無については地域や施設によってまちまちである。雇用形態については、常勤雇用と有期の嘱託雇用の組み合わせ、あるいは派遣業、アルバイトの使用などがあり、いわゆる外郭団体の常だが、雇用形態についてはけっこう課題を抱えている。経費は地方公共団体から、基金の出資、

補助金、委託料などの形で予算化されており、自前で賄う収入部分は少ないのが常である。この辺りは大きな課題の一つで、行財政改革で問われている費用対効果の原則に立てば、女性問題の解決と一口にいつても、そのなかで公的資金で行われるべき活動は何かが厳しく問われる時代になっている。そうした時代だからこそ、事業の透明性と、なぜこの活動が必要かの説明責任がますます重要になっていくといえる。

館の広さは施設によりまちまちだが、前述したように施設はおおむね総合館だから、けっこう広いものが多い。また女性センター単独の施設もあれば、他の機能をもつた施設、たとえば生涯教育施設や福祉施設との複合施設である場合もある。ビルのワンフロアといったケースもある。私たちの横浜市女性協会に例をとれば、一九八七年にオープンした一館目の「横浜女性フォーラム」は、三階建て約六〇〇〇平方メートルの単独館、九三年オープンの二館目の施設「フォーラムよこはま」は、約一八〇〇平方メートルでビルの一角にあり、現在計画中の三館目の施設は複合施設になる予定である。

私たちは宿泊設備をもっていないが、国立婦人教育会館や神奈川女性センターのように宿泊施設をもっているところもある。県下一円など広い地域を対象とする場合

47 女性センターの果たしてきた役割

資料 女性のための総合的な施設一覧

自治体名	都道府県・指定都市の女性問題担当部局が所管する、女性のための総合的な施設	新郵便番号	住 所	電話番号
北海道	北海道立女性プラザ	060-0002	札幌市中央区北2条西7-1	011-251-6329
栃木県	とちぎ女性センター(パルティ)	320-0071	宇都宮市野沢町4 1	028-665-7700
埼玉県	埼玉県県民活動総合センター	362-0801	北足立郡伊奈町大字小針内宿1600	048-728-7111
千葉県	千葉県女性センター	277-0882	柏市柏の葉4-3-1 さわやかちば県民プラザ内	0471-40-8601
東京都	東京ウイメンズプラザ	150-0005	渋谷区神宮前5-53-67	03-5467-1711
神奈川県	かながわ女性センター	251-0036	藤沢市江ノ島1-11-1	0466-27-2111
新潟県	新潟女性センター	950-0994	新潟市上所2丁目2 ユニゾンプラザ内	025-281-5511
富山県	富山県女性総合センター(サンフォルテ)	930-0805	富山市湊入船町6 7	0764-32-4500
石川県	石川県女性センター	920-0861	金沢市三社町1-44	076-234-1112
福井県	福井県生活学習館(ユー・アイふくい)	918-8135	福井市下六条町14-1	0776-41-4200
山梨県	総合女性センター	400-0862	甲府市朝気1-2-2	0552-35-4171
	富士女性センター	402-0052	都留市中央3丁目9-3	0554-45-1666
	峡南女性センター	409-2305	南巨摩郡南部町内船9353-2	05566-4-4777
長野県	長野県女性総合センター	399-0033	岡谷市南宮東10019	0266-22-5781
静岡県	静岡県女性総合センター(あざれあ)	422-8063	静岡県馬淵1-17-1	054-250-8107
愛知県	愛知県女性総合センター(ウィルあいち)	461-0016	名古屋市長区上野杉町1番地	052-962-2511
三重県	三重県女性センター	514-0061	津市一身田上津部田1234	059-233-1130
滋賀県	滋賀県立女性センター	523-0891	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751
京都府	京都府女性総合センター	601-8047	京都市南区新町通り九条下ル 京都府民総合交流プラザ東館2F	075-692-3433
大阪府	大阪府立女性総合センター (ドーンセンター)	540-0008	大阪市中央区大手前1-3-49	06-6910-8500
兵庫県	兵庫県立女性センター(イーブン)	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー8F	078-360-8550
奈良県	奈良県女性センター	630-8216	奈良市東向南通6	0742-27-2300
和歌山県	和歌山県立女性センター(りいぶる)	640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9F	0734-35-5245
島根県	島根県立女性総合センター(あすてらす)	694-0064	大田市大田町大田イ236-4	08548-4-5500
広島県	広島県女性総合センター(エソール広島)	730-0043	広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
徳島県	徳島県男女共同参画プラザ(はばたき)	770-0831	徳島市寺島本町西1-5	088-655-3911
愛媛県	愛媛県女性総合センター	791-8014	松山市越町450	089-926-1633
高知県	こうち女性総合センター(ソール)	780-0935	高知市旭町3丁目115	0888-73-9100
福岡県	福岡県女性総合センター(あすばる)	816-0804	春日市原町3丁目2-11	092-584-3739
佐賀県	佐賀県立女性センター(アバンセ)	840-0815	佐賀市天神3丁目2-11	0952-26-0011
沖縄県	沖縄県女性総合センター(ていりる)	900-0036	那覇市西3-11-1	098-866-9090
札幌市	札幌市女性センター	060-0042	札幌市中央区大通西19	011-621-5177
仙台市	仙台市婦人文化センター (エル・パーク仙台)	980-8555	仙台市青葉区一番町4-11 1	022-268-8300
横浜市	横浜女性フォーラム	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町435-1	045-224-1133
	フォーラムよこはま	220-8113	横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 ランドマークタワー13F	045-224-1133
京都市	京都市女性総合センター (ウィングス京都)	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262	075-212-7470
大阪市	大阪市立女性いきいきセンター北部館 (クレオ大阪北)	533-0023	大阪市東淀川区東淡路1-4-21	06-6320-6300
	大阪市立女性いきいきセンター西部館 (クレオ大阪西)	554-0012	大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800
	大阪市立女性いきいきセンター南部館 (クレオ大阪南)	547-0026	大阪市平野区喜連西6 2-33	06-6705-1100
	大阪市立女性いきいきセンター東部館 (クレオ大阪東)	536-0014	大阪市城東区鳴野西2-1-21	06-6965-1200
神戸市	神戸市生活学習センター	650-0016	神戸市中央区橘通3-4-3	078-361-6977
福岡市	福岡市女性センター(アミカス)	815-0083	福岡市南区高宮3 3-1	092-526-3755
北九州市	北九州市立女性センター(ムーブ)	803-0814	北九州市小倉北区大手町11-4	093-583-3939

には廉価の宿泊設備が必要な場合が多く、また家事や育児で時間を細切れにされがちな女性たちにとっては、宿泊研修は効果があり期待も大きいとの意見もある。

資料の館の名称から分かるように、「女性」あるいは「女性センター」を名乗って、女性のための施設であることを明確にした館がなお多いが、愛称をつけたり、「女性」を避けたりするケースもふえている。横浜市女性協会の例でも、二館目については「女性」を除いて「フォーラムよこはま」である。これは、女性センターが女性センターを超えて、男性をも受け入れる傾向になっており、後述するが、男女共同参画社会基本法が施行された今日、この傾向はいっそう強まるものと思われる。女性センターよりも男女共同参画センターがより一般的になる日も遠くないのではないだろうか。

場と情報の提供

女性センターは総合館だから、さまざまな機能を備え、多様な活動を行っている。それらの多くに共通する活動の具体を、主として横浜市女性協会の二館に例をとりながら紹介してみたいと思う。

まず全国のどの館にも共通するのは無料あるいは廉価

での活動や学習の場の提供である。前述したように女性たちには集い活動する十分な場がない。場の提供は女性センターにもっとも期待される機能の一つである。この場合、前述したように一時保育の設備はどうしても必要である。これによって子育て中の母親も自分の意欲や志を生かしたグループ活動や研修に参加することができ。現に横浜市女性協会の運営する施設では、利用者は一〇年間に約五歳若返り、保育はいつも満杯である。また、働く女性の都合を考えれば、場は夜間あるいは土日、休日に開かれていることが必要である。私たちの館は夜は九時まで、土日も休日も開いている。女性たちが利用する場では、コピー機やワープロに加え、ミニコミ誌などをしてくれるちよつとした印刷機が歓迎されている。

私たちは協会の運営する女性センターを「コミュニケーションとネットワークの場」と位置づけ、「あなたの生き方を応援します」「ここは元気のでる施設です」などといいながら今日までの一三年間を過ごしてきた。「ネットワークとコミュニケーション」は私たちの願いで、せつかく私たちのセンターを訪れてくださったのら、他のグループや参加者と知り合い、交流して、仲間を輪を広げ、活動の幅を広げてほしいのである。一三年の間には、そのようにして新しいグループが生まれたり、

グループ同士の助け合いがはじまった例もいくつもあ
る。横浜市女性協会が運営する二つのセンターには、現
在、一日約一六〇〇人のかたがたが来館してくださって
いるが、実際、地域、草の根で考え行動する人びと同士
の助け合いと連携は、しなやかで息が長い。

全国の女性センターに共通するもう一つの事業は、情
報事業である。国際婦人年および国連婦人の一〇年を通
じて、女性たちは国内外各地の女性の実情を見聞きし、
悩みや喜びや問題を知り、つまり情報の大切さを知った。
情報は力なり、とあちこちでいわれ、行動は知ることか
らはじまることを学んだ。実際、どの女性センターも情
報の収集および提供には力を入れている。情報の種類に
は、伝統的な図書にはじまり、雑誌、ビデオ、テープ、
CD、新聞切抜きなどがあるが、女性問題では報告書な
どの灰色文献、内外女性団体などのニューズレター、ミ
ニコミ、チラシ、ポスターなどマスメディアにのらない
情報も重要であり、各センターともこまめにそうした情
報を集め提供している。また近年、パソコンを中心とす
るニューメディアの活用が、女性センターの課題になっ
ている。インターネットを使って情報を収集する館は増
えており、独自のホームページを開いて発信しているこ
ころもある。横浜市女性協会もホームページを開いてい

る。

一九九五年の第四回世界女性会議、北京会議に際して
は、アメリカのNPOがパソコン七〇台を投入し、参加
者がそれを使って自分たちの情報を自由に世界に発信し
て女性とニューメディアに新時代を開いた。パソコンを
使いこなす人口は、男性に比べ女性はお少ないといわ
れているが、情報化時代の今日、この分野はもともとつ
と開拓されるべきだろう。横浜市女性協会では女性のた
めのパソコン講座を繰り返し開いているが、応募者は常
に数倍に達している。

女性情報とは、ただ女性に関する情報という意味では
なく、女性に関する諸問題を明らかにし、その解決を図
ることに資する情報である。女性センターが収集・提供
しているのはそうした目的性の強い情報であり、その情
報を利用することで女性たちが一歩でも前に進むことが
できれば、目的は達せられたといえよう。

女性センターのプログラム

女性センターが行っている事業は、地域により館によ
りそして何よりも時代によってさまざまな変遷がある。

横浜市女性協会の場合、一三年前にスタートしたとき

には、再就職のための訓練講座「ルトラヴァイエ」を事業の中心にすえた。それは女性センターの事業を開始するにあたって、市民女性にアンケートをしたところその希望がもつとも多かったからである。当時は今日のような再就職支援の仕組みはなく、子育てを終えて職場に復帰したい女性は個人で努力するしかなかった。そこで横浜市は、当時フランスで声価の高かった再就職のための訓練講座「ルトラヴァイエ」を導入し、私たちはそれを日本の実情にあうように手直ししながら実施した。「ルトラヴァイエ」は五週間におよぶ講座で、家庭から職場へスムーズに移行できるよう、またその間に自分の適性を知り、自分で自分の進路を開発できるよう、よく考えられたプログラムだった。「ルトラヴァイエ」は今日も続いているが、期間を短くし、パソコンの実習を加えるなど時代に合わせて絶えず手直しに努めている。

また「ルトラヴァイエ」は宝の山で、このプログラムを元に、私たちは、さまざまな技術を伝えたい女性のためのプログラムや起業をしたい女性のためのプログラム、リーダーシップ開発プログラムなど、時代が必要とするプログラムをつくってきた。

七年前、二館目の施設「フォーラムよこはま」をスタートさせたときには、場所がオフィス街なので働く女性

のキャリアアップと継続就労に力点を置いた。職場の研修で、女性は本格的な能力開発研修から除かれがちなどころから、ビジネススクール風の問題解決型プログラムをつくって好評を得た。プレゼンテーションや社内報の編集など技術を磨くプログラムもつくった。異業種間の交流も必要だと、働く女性のクラブのようなものもつくった。彼女たちは女性センターを足場に独自の交流と学習そして遊びのプログラムをつくり、楽しそうに運営している。

昨年、こうした仕事関連のプログラムで、私たちは新しい展開をした。一つは男女雇用機会均等法の改正に伴うセクシュアルハラスメントに関するプログラムと介護保険導入に伴う福祉職への取り組みをはじめたことである。セクシュアルハラスメントについては、何がセクシュアルハラスメントなのか、どう予防すべきか、トラブル解決策は？といった問い合わせが多く、講師派遣の要望も結構あった。福祉職は、この不況のなかで女性が職業として取り組み得る数少ない専門的職業で、私たちはどんな職業があるのか、どんな資格があるのか、どうすれば仕事につけるかといった情報提供を中心に取り組んでいる。

女性センターが関わる事業はもちろん仕事に関するも

のだけではない。最近多くなっているのが、一つには市民の手による研究や活動の支援、もう一つには自己開発や癒しなど心の問題を扱う事業への要望である。リプロダクティブ・ヘルスの観点から、女性の体と健康の問題への関心は高く、この分野への要望も多い。私たちのセンターもそうだが、どの女性センターもこうした課題と正面から向き合い、さまざまな工夫を凝らしながらプログラムを組んでいる。

そして女性センター同士はネットワークを組んで、お互いの情報を伝えあいながらそれぞれの地域でのサービスに努めている。この場合、もっとも有益なのは成功例を伝えあうことだと私たちは経験から学んだ。女性センターの運営というのは、どこかにお手本があつてそれに学べばいいというものではない。いわば白紙に絵を描くようなものである。頼りはお互いの工夫と経験。わずかな経験でも、それを交換しあえば、効果は一〇倍にもなる。

孤独な育児に悩む母親からの相談もある。生活技術の基本を知りたいという希望もある。かと思うと女性とアトへの要望もある。高齢者問題への取り組みを求める声も強いし、女子学生の就職問題と取り組むべきとの声もある。メディアの問題に切り込めとの意見もあれば、

女性と政治の問題を避けるべきではないとの意見もある。国際協力・交流への支援を求める声も強い。スタッフにも予算にも限りがあるので、どのような優先順位をつけながらどのような事業をするのかしないのか、考えるべきことは多い。

横浜市女性協会では現在年間一〇〇以上の事業プログラムを行っている。著名人を招いての講演会やシンポジウムもないわけではないが、事業の多くはワークショップ型で、参加することにより力をつける、今日のはやり言葉でいえば女性をエンパワーするタイプのプログラムである。

女性に対する暴力、男性参加、主流化

今日の女性問題の大きな課題の一つは、女性に対する暴力の問題である。いうまでもなくこれは女性の人権侵害の最たるものである。女性センターの多くは相談機能をもっているが、私たちのセンターに例をとれば、五、六年前から女性に対する暴力に関する相談が増え出した。「女性に対する暴力撤廃宣言」が国連で採択されたのが一九九三年だから、その少し後からということになるか。具体的にはいわゆるドメスティック・バイオレン

ス、つまり夫や恋人からの暴力の相談が圧倒的に多い。私たちは、暴力に関する相談の特別の日を設けて対処している。

考えてみれば、夫や恋人からの暴力については、これまで相談する窓口がなかったのだと思う。警察は民事不介入、夫婦喧嘩は犬も食わぬなどといわれ、行政の相談窓口では、女は我慢するものだと言われたというような例はたくさんあった。だからこれはすぐれて女性センターの相談になじむものだったといえる。

しかし、暴力の被害者に直面して、女性センターには果たして何ができるのだろうか。その問題意識から女性センターの相談の新しい取り組みがはじまっている。具体的には警察、病院、精神科医、裁判所調査官、行政の福祉担当者、民間のシェルター、職業訓練所など、幅広い機関や人びととの連携である。一つの組織では解決できないことも多くの人や機関が協力すれば可能になる。被害者のために何かができる。女性センター自身が被害者のためのシェルターをもつことはほとんど不可能だし、またシェルターがあれば女性に対する暴力の問題が片付くわけでもない。女性センターはむしろその予防のための人権意識を高める活動に重点を置き、相談者に寄り添ってともに解決の道筋を探すことではないかと私は考え

ている。しかし、いずれにしても、女性センターの新しい社会的活動がここからはじまっている。

今日のもう一つの大きな課題は女性センターへの男性の参加である。すでにさまざまな試みがあちこちで行われている。もつとも一般的なのは男性のための料理教室といったもので、料理に関心をもつ男性はけっこう多いし、酒の肴くらいは自分でつくりたい人も多いので、この種の企画はけっこう好評である。カップルで参加のプログラムを組んで男性の参加を求めているところもあるし、若い男女対象に「愛」をテーマにした講座を組んで成功させた女性センターもある。横浜市女性協会で成功した例は「パパといっしょに」シリーズで、日曜日の午前、父と子が一緒にパンづくりやおもちづくり挑戦するという企画だった。

私たちはまた、日経新聞とタイアップして経済記事の読み方の講座を組んだこともあるし、大学と共同で先端科学のリカレント講座を実施したこともある。いずれも男性サラリーマンの方が多く、かなりの参加者だった。

みんな工夫しているのである。しかし大切なことは、何のために男性の参加を求めるかをはっきりさせることで、それはつまり女性センター設置の目的、女性問題の解決のため、男女共同参画社会形成のためという目的の

ためなのである。そう堅いことをいわなくても、という意見もあるかもしれないが、私はこの点ははっきりさせておかなければならないと思っている。だから、男女の人権の保障の問題や、子育てや介護への男女共同参画の問題など、男性の参加を得て取り組むべき課題はまだ多いのである。それを確認した上で、事業やプログラムのあり方はうんと柔軟に、と考えている。

最後に一言つけ加えておきたいのは、いちばん新しい課題、男女平等の主流化という課題である。これはつまり財政でも税制でも年金制度でも社会保障制度でも防衛

でも環境問題でも人口問題でも、とにかくあらゆる分野に男女平等の視点を入れなければならないという考えである。男女平等は、社会の片隅にある一つの副題ではなく、社会の主流にあって、あらゆる問題を通じて考慮されなければならない主題であるとされる。

とするなら、女性センターはこうしたさまざまな分野への取り組みを視野にいれなければならないわけで、あり方の拡散を避けつつこれら多様な問題とどう取り組んでいくべきなのか、これから考えていかなければならないことだろう。

子どもの心がひらく人権教育

—アイデンティティを求めて—

自らをみつめ、語り、仲間とつながる
——。同和教育の古典的手法ながら、
今日、人権教育の基礎となるべき実践
を、子どもたち自身の語りから心理学
的に深く掘り下げ、評価し直す。

松下 一世著
解放出版社
四六判、185頁
1,700円+税

